

佐賀県産ブランド柑橘「にじゅうまる」のプロモーション業務委託 に係る企画コンペ実施要領

この企画コンペ実施要領は、『佐賀県産ブランド柑橘「にじゅうまる」のプロモーション業務委託』に係るコンペの実施について、コンペ参加者が留意すべき事項を記したものであり、企画コンペ参加希望者は、次の事項を熟知の上、参加申込書等を提出されるようお願いいたします。

1 目的

「にじゅうまる」は佐賀県生まれの新しい柑橘で、本県の中晩柑の顔として大いに期待される新ブランドである。

「にじゅうまる」は、デビューからの2年間で極めて高い評価を得ている一方、生産量がまだまだ少ないため、認知度が低いことが課題となっている。このため、本プロモーションを通じて、消費者、販売店、仲卸、取扱い市場の「にじゅうまる」の認知度を高めるとともに、ブランド力を向上させることを目指し、企画コンペ方式により、優れた企画力及び実行力をもった業務受託者を決定する。

2 業務内容

- (1) 委託業務名 佐賀県産ブランド柑橘「にじゅうまる」のプロモーション業務委託
- (2) 業務内容 別添「業務委託仕様書」（以下「仕様書」という。）のとおり
- (3) 履行期間 契約締結の日から令和5年3月31日（金曜日）まで
- (4) 予算額 7,000,000円（消費税及び地方消費税含む）

3 参加者の資格要件

企画コンペに参加する者の資格は、単独企業にあっては次のアに掲げる要件の全てを、共同企業体にあっては次のイに掲げる要件の全てを満たし、参加資格の確認を受けた者であること。

なお、資格要件確認のため、佐賀県警察本部に照会する場合がある。

ア 単独企業の資格要件

- (i) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (ii) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者（同法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者であっても、手続開始の決定後、佐賀県知事が別に定める手続に基づき入札参加資格の受け付けがなされている者は除く。）でないこと。
- (iii) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき民事再生手続開始の申立てがなされている者（同法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者であっても、手続開始の決定後、佐賀県知事が別に定める手続に基づき入札参加資格の受付がなされている者は除く。）でないこと。
- (iv) 佐賀県発注の契約に係る指名停止処分を受けている者でないこと。

(v) 自己又は自社の役員等が次のいずれにも該当するものでないこと、並びに次の②から⑦までに掲げる者がその経営に実質的に関与している法人その他の団体又は個人でないこと。

① 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）

② 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）

③ 暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者

④ 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用している者

⑤ 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者

⑥ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

⑦ 暴力団又は暴力団員であることを知りながら、これらを利用している者

(vi) 過去、東京都内でのプロモーション企画・実施業務を受託し、業務を通じたテレビ、新聞、WEB等でのメディア露出の獲得実績があり、かつ、誠実に履行した者であること。

(vii) 本業務委託はターゲットエリアを首都圏に定めているため、東京都内での突発的な業務等に早急に対応できるようにすること。

(viii) 共同企業体の構成員でないこと。

イ 共同企業体の資格要件

(i) 共同企業体の構成員数は、3社以内であること。

(ii) 共同企業体の代表構成員は、出資比率が最大の構成員であること。

(iii) 全ての構成員が、構成員数による均等割の10分の6以上の出資比率を有すること。

(iv) 全ての構成員が(2)のアの(i)から(v)の要件を満たし、構成員のうち1社以上が(2)のアの(vi)及び(vii)を満たすこと。

(v) 全ての構成員は、他の共同企業体の構成員でないこと。

4 募集方法

県ホームページに当該業務の企画コンペを実施する旨の案内を掲載する。

5 企画コンペの実施方法

企画提案書や見積書等の資料、参加者のプレゼンテーションによる審査会を行い、受託候補者を決定する。なお、プレゼンテーションは本業務の実施に当たり、責任者となるものを行うこと。

(1) 参加資格の確認

本件企画コンペに参加を希望する者は、参加資格要件に応じ、次の書類を提出し、参加資格の確認を受けること

① 提出期限 令和4年9月8日（木曜日）17時まで

② 提出場所 佐賀県産業労働部 流通・貿易課 企画Ⅱ担当
(佐賀市城内1丁目1番59号 佐賀県庁新館9階)

③ 提出書類 ア 参加資格確認申請書(様式第1号) 1部
イ 提案者概要・業務実績書(様式第2号) 1部
ウ 営業概要書(様式第3号) 1部
エ 会社概要(パンフレットで可) 1部

④ 提出方法 郵送又は持参(期限内必着)

⑤ 参加資格の確認結果は、文書により令和4年9月13日(火曜日)までに通知予定。

(2) 企画提案書の提出

① 提出期限 **令和4年9月12日(月曜日)17時まで**

② 提出場所 佐賀県産業労働部 流通・貿易課 企画Ⅱ担当
(佐賀市城内1丁目1番59号 佐賀県庁新館9階)

③ 提出書類 ア 企画提案書(送付)(様式第4号) 1部
提案資料の内容・構成は次のとおりとし、紙A4(横)版6部及び電子データ(PDF)を提出すること。
企画提案書の内容・構成は次のとおりとする。

(ア) 販促カードの制作

(イ) 「にじゅうまる」のPR企画の実施とメディアからの情報発信

(ウ) 実施スケジュール案

(エ) 事業運営のための実施体制、要員、業務能力

(i) 当委託業務の年間を通じた実施及び進捗管理を行う責任者(プロフィール、これまでの活動実績等を記載)

(ii) 事業運営のために提供可能な実施体制、要員

(iii) 事業運営支援のために提供可能な業務能力

(オ) 上記(ア)(イ)のそれぞれについて、過去5年間での類似業務の請負実績(契約の相手方、受託業務の内容、規模、クライアント数等を記載する。)

イ 見積書 6部

見積価格は、審査における評価項目の一つであるため、企画内容と経費の関係がわかる内訳を記載すること

④ 提出方法 郵送又は持参(期限内必着)

(3) 企画提案書等の取扱い

① 提出する企画案は参加者(共同企業体の場合は1共同企業体)につき1案とし、提出後の書き換え、差し替え等は認めない。ただし、誤字等の軽微なものは除く。

② 企画提案書の作成及び提出に係る費用、企画コンペに参加するための交通費等は、全て参加者の負担とする。

③ 提出された企画提案書等の書類は返却しない。

④ 企画提案書及び添付資料の記載事項は、原則として全て履行しなければならない

⑤ 真に必要な場合を除き、提案書等には個人情報やそれらを類推できるような情報を記

載しないこと。

(4) 書類審査

企画書の提出が5社以上となった場合、書類審査を実施し、企画コンペ審査会（プレゼンテーション）に参加する業者を4社程に絞る。

- ① 実施方法：審査員が提出された企画提案書を定評する。
- ② 選考結果の通知：令和4年9月15日（木曜日）

(5) 企画コンペ（プレゼンテーション）の開催

- ① 日時：令和4年9月20日（火曜日）

※個別の時間については、参加者に別途連絡する。

- ② 場所：佐賀県庁旧自治会館1号（予定）
- ③ 方法：参加者は企画提案書等に基づき、1社あたり20分以内のプレゼンテーションを行う。プロジェクターの使用を希望する場合は、パソコン等必要な機器を参加事業者が準備すること。スクリーン及びプロジェクターは県が準備する。なお、オンラインでのプレゼンテーションを希望する場合、Webexを利用したテレビ会議とする。（事前連絡が必要。接続方法等は個別に連絡する。）

(6) 審査会

- ① 審査員は、別表「評価基準」に従い審査を行い、審査の結果、最優秀提案事業者を選定し、その者を受託候補者として特定する。
- ② 提案書の内容に未記入箇所がある場合、添付資料等の不備により記載内容が確認できない場合は、該当する評価項目は0点とする。
- ③ 最優秀提案事業者となるべき評価点の最も高い者が2人以上あるときは、企画内容の評価点が高い者を最優秀提案事業者とする。
- ④ 参加者が1者のみであった場合にも、審査会において企画提案書及びプレゼンテーションに基づく審査を行い、本業務を実施するにふさわしいか否かを評価する。

(7) 結果の通知

審査会終了後、速やかに、文書により全ての企画コンペの参加者に対し通知する。

6 委託契約

- (1) 審査会により選定された受託候補者と本業務委託に係る随意契約を締結する。
- (2) 受託候補者との協議が不調となった場合には、次順位の者を随意契約の協議の相手方とする。

7 その他

- (1) 虚偽の記載をした参加申込書等は無効とする。また、参加要件を満たさない者又は委託事業者選定までの間に参加要件を満たさなくなった者が提出した参加申込書等は無効とする。
- (2) 企画コンペの参加に当たっては、委託先として採択されないことがある点に十分留意し、関係者とトラブルが無いようにすること。

- (3) 公正な審査を妨害する恐れのある、あらゆる行為を禁止する。
- (4) 企画コンペに関する問い合わせは、質問書（様式第5号）により電子メールで受け付ける。質問応答の内容は、とりまとめの上、適宜参加者全員に通知する。質問書の提出期限は令和4年9月7日（水曜日）とする。
- (5) 審査の結果、最高位の評価を得た者が参加要件を欠くに至った場合は、契約締結ができない。この場合、企画コンペの次順位の者と契約を締結する。
- (6) 契約締結後、本業務で制作した全ての成果物及び著作権（著作権法第21条から第28条に定める全ての権利を含む。）は県に帰属するものとし、制作者は本県に対して著作者人格権を行使しないものとする。
- (7) 個人情報の取扱いについては、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）及び佐賀県個人情報保護条例（平成13年佐賀県条例第37号）に基づき、適切に管理するものとする。
- (8) 契約保証金については、以下のとおりとする。
- ア 契約締結の際に、契約金額の100分の10以上に相当する金額を納付すること。
 - イ 契約保証金の納付に代えて、佐賀県財務規則第116条の規定に基づき、担保を供することができる。
 - ウ 次のⅠ～Ⅲに掲げる場合は、契約保証金の納付を免除する。
 - Ⅰ 県を被保険者とする履行保証保険契約（見積金額の100分の10以上）を締結し、その証書を提出する場合
 - Ⅱ 過去2年間に国又は地方公共団体との間において、当該契約と同種かつ同規模の契約を締結し、これを適正に履行しており、かつ、その者が当該契約を履行しないこととなる恐れがないと認められる場合
 - Ⅲ 随意契約を締結する場合において、契約の相手方が契約を履行しないこととなるおそれがないとき
- (9) 実施スケジュール（予定）
- | | |
|-------------------|-----------------------|
| 令和4年8月29日（月） | 県ホームページでの公示 |
| 令和4年9月7日（水）17時まで | 質問書の提出期限 |
| 令和4年9月8日（木）17時まで | 参加申込書等の提出期限 |
| 令和4年9月12日（月）17時まで | 企画提案書提出期限 |
| 令和4年9月15日（木） | 書類審査結果通知（書類審査を実施した場合） |
| 令和4年9月20日（火） | 企画コンペ（プレゼンテーション・審査会） |
| 令和4年9月21日（水） | 委託業者決定 |

8 問い合わせ先

〒840-8570 佐賀市城内一丁目1-59（新館9階）

佐賀県産業労働部流通・貿易課 企画担当 井手、柴原

TEL：0952-25-7392

FAX：0952-25-7307

E-mail：ryuutsuu-boueki@pref.saga.lg.jp